

2025 年度 第 3 回 理事会 抄録

日 時： 2025 年 6 月 8 日（日） 13：10～15：56

場 所： ベルサール汐留

出席者：

理 事： 佐々木、斉藤、野崎、大工谷、高橋、白石、吉井、
山根、小川、松井、森本、伊藤、内山、岡持、湯元、長谷川、
谷口、江草、板倉、熊崎、沖原、大西、永野

監 事： 太田、櫻田、辺土名

欠席者

理 事：

監 事：

I. 審議事項

（全 4 題）

1. 会長の選定について	（斉藤会長）	承認
会長の選定について審議がなされ、承認された。		
（主な内容） 定款第 20 条第 2 項に則り、総会にて会長候補者として選出された斉藤秀之氏を会長として選定することについて審議がなされた。		
＜定款第 20 条第 2 項＞ 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。なお、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者から会長を選定する方法によることができる。		
＜会長候補者＞ 斉藤 秀之 氏		

2. 副会長、専務理事並びに常務理事の選定について	（斉藤会長）	承認
副会長とその順位、専務理事並びに常務理事の選定について審議がなされ、承認された。		
（主な内容） 定款第 20 条第 3 項、第 21 条第 2 項に則り、以下の通り、副会長とその順位、専務理事、常務理事について、会長からの推薦があり。副会長とその順位、専務理事、常務理事の選定について審議がなされた。		
＜定款 第 20 条第 3 項＞ 副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。なお、選定にあたっては会長の意見を参考にすることができる。		

<定款 第 21 条第 2 項>

会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。また、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務を代行する。

<副会長（順位）>

大工谷新一氏（1）

吉井 智晴氏（2）

佐々木嘉光氏（3）

高橋 哲也氏（4）

湯元 均 氏（5）

<専務理事>

白石 浩 氏

<常務理事>

谷口 千明氏

森本 榮 氏

板倉 尚子氏

長谷川大悟氏

3. 常勤専従役員の指名について

（斉藤会長）

承認

常勤専従役員の指名について審議がなされ、承認された。

（主な内容）

5 月 11 日の理事会において、常勤役員の上限数が「5 名」で決定され、新役員に募集したところ、常勤専従役員の立候補が 7 名あり、常勤役員要件審査委員会にて全員が「適」との審議結果が得られ、順位付けも行われた。以下の者を常勤専従役員とすることについて審議がなされた。

<常勤専従役員>

斉藤 秀之氏

佐々木嘉光氏

湯元 均 氏

白石 浩 氏

4. 2025（令和 7）年度役員報酬額（理事）の決定について

（斉藤会長）

承認

2025（令和 7）年度役員報酬額（理事）の決定について審議がなされ、承認された。

（主な内容）

役員報酬等及び費用の支給に関する規程第 4 条により、役員報酬は別表の範囲内で理事会にて決議により決定することになっている。

定時総会終結前の報酬額は 2025 年 3 月 5 日理事会にて決定しており、2025 年度新執行体制についても報酬額を決定する必要がある、審議がなされた。

・ 期間 : 2025 年 6 月 9 日～2026 年 3 月 31 日

・ 金額 (月額) :

常 勤 会 長	125.00 万円
常 勤 副 会 長	113.75 万円
常 勤 専 務 理 事	106.25 万円
常 勤 常 務 理 事	95.00 万円
非 常 勤 副 会 長	16.00 万円
非 常 勤 常 務 理 事	12.00 万円
非 常 勤 理 事	2.50 万円

【役員報酬等及び費用の支給に関する規程】

(役員報酬等の額)

第 4 条 役員報酬等の額は、別表に掲げる通りとし、理事報酬は別表の範囲内で理事会の決議により決定する。また、非常勤役員報酬は職位等に応じた月額報酬とする。ただし、監事は別表の範囲内で監事の協議により決定する。
2 月の途中で役員に就任又は退任した場合の報酬は、日割り計算により算出して得た額とする。

Ⅱ.報告事項

(全 1 題)

1. 2025 (令和 7) 年度役員報酬額 (監事) の決定について (太田監事、櫻田監事、辺土名監事)

2025 (令和 7) 年度役員報酬額 (監事) の決定について、報告がなされた。

(主な内容)

役員報酬等及び費用の支給に関する規程第 4 条により、監事の報酬は別表の範囲内で監事の協議により決定することとなっている。

この度は監事内にて協議した結果、従来の規程に異論無しとのことで、下記期間の報酬額を決定したことを報告する。

・ 期間 : 2025 年 6 月 9 日～2026 年 3 月 31 日

・ 金額 (月額) :

監事 (業務運営に精通) 9.00 万円

監事 (会計運営に精通) 20.00 万円

【役員報酬等及び費用の支給に関する規程】

(役員報酬等の額)

第 4 条 役員報酬等の額は、別表に掲げる通りとし、理事報酬は別表の範囲内で理事会の決議により決定する。また、非常勤役員報酬は職位等に応じた月額報酬とする。ただし、監事は別表の範囲内で監事の協議により決定する。

2 月の途中で役員に就任又は退任した場合の報酬は、日割り計算により算出して得た額とする。

以上